

音 楽 科

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針

- ① 表現及び鑑賞にかかわる幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養う指導が一層充実して行われるようにする。
- ② 児童生徒が楽しく音楽にかかわり、音楽活動の喜びを得るとともに、生活を明るく豊かにし生涯にわたって音楽に親しむことを促すことを重視し、表現活動及び鑑賞活動の関連を図りつつ、各学校が創意工夫を生かして、児童生徒一人一人が個性的、創造的な学習活動をより活発に行うことができるようにする。
- ③ 各学校の特質に応じて、我が国や諸外国の音楽文化についての関心や理解を一層深める表現活動及び鑑賞活動の充実を図るとともに、国歌「君が代」の指導の一層の充実を図る。

(2) 改善の具体的事項

- ① 表現活動については、合唱や合奏などの表現形態を学校や生徒の実態等に応じて選択できるようにするとともに、第2学年及び第3学年では歌唱や器楽の小アンサンブルなど、一人一人が興味や関心をもつ学習内容なども選択して学習できるようにする。
また、現在は2#2b程度の楽譜の視唱に慣れさせるとしている読譜指導については、1#1b程度の楽譜の視唱に慣れ親しませるようにすることとする。
- ② 生徒の発達段階に応じて、様々な音を用いたり、曲想を工夫するなどの自由な発想を生かした表現活動や鑑賞活動を一層活発に行い、音楽の美しさを感じ取ることができるようにする。
- ③ 歌唱及び鑑賞の教材については、各学校が創意工夫ある指導を進め、地域や学校の実態を生かした多様な音楽活動が展開できるよう、共通教材は示さないこととするが、これまで歌い継がれ親しまれてきた我が国の歌曲を含めて取り上げられるよう教材選択の観点を示すこととする。
- ④ 我が国の伝統的な音楽文化のよさに気付き、尊重しようとする態度を育成する観点から、和楽器などを活用した表現や鑑賞の活動を通して、我が国や郷土の伝統音楽を体験できるようにする。

2 目標及び内容

(1) 教科目標

- 「表現及び鑑賞の幅広い活動を通し」音楽活動を行うことによって、生活を明るく豊かなものにするための「音楽を愛好する心情を育てる」こと、教科の特性にかかわる「音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばす」こと、さらに、人間形成の役割を担う「豊かな情操を養う」というねらいを構造的に示している。
- これまでの目標が「活動」、「音楽性」、「心情」、「感性」、「情操」の五つの柱であったものを